

三原市津波浸水ハザードマップ作成等業務仕様書

第1章 総則

第1条 業務の目的

本業務は、広島県が令和7年度に公開した津波浸水想定区域図に基づき、三原市において津波発生時に住民、通勤・通学者及び旅行者等が迅速かつ円滑に避難し、人的被害の軽減を図ることができるよう、災害情報、避難情報及び災害学習情報等を掲載した「津波浸水ハザードマップ」を作成し、印刷・配布することを目的とする。

第2条 適用範囲

本仕様書は、三原市（以下「発注者」という。）が実施する津波浸水ハザードマップ作成等業務（以下「本業務」という。）に適用し、受注者が実施する業務内容を定めるものである。

第3条 準拠する法令・指針等

本仕様書によるほか、次に示す関係法令等に準拠して行うものとする。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）
- (2) 水防法（昭和24年法律第193号）
- (3) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
- (4) 河川法（昭和39年法律第167号）
- (5) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）
- (6) 津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号）
- (7) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）
- (8) 南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和7年7月中央防災会議）
- (9) 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書（令和7年3月中央防災会議 防災対策実行会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ）
- (10) 南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン（令和7年8月改訂内閣府）
- (11) 水害ハザードマップ作成の手引き（令和8年5月国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）
- (12) 水害ハザードマップ作成チェックシート（津波）（令和7年5月国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）
- (13) 避難情報に関するガイドライン（令和8年3月内閣府）
- (14) 三原市地域防災計画（令和7年11月修正三原市防災会議）
- (15) その他の関係法令及び条例等

第4条 履行期間

本業務の履行期間は、契約日の翌日から令和9年3月31日までとする。

第5条 資格要件

受注者は、本業務の履行に際し、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 情報セキュリティ対策の観点から、ISO27001 (ISMS) 認証を取得し、適切な情報セキュリティマネジメント体制を構築していること。
- (2) 地図及びハザードデータの精密な編集が可能な測量業者であり、国土交通省の登録を受けていること。
- (3) 住民目線での視認性・判読性を担保し、かつハザード情報の管理・確認において正確性を期すため、日本防災士機構が認定する防災士を1名以上本業務に従事させること。
- (4) 令和4年度から令和8年5月31日までに国又は地方公共団体が発注した津波災害対策を含むハザードマップ作成業務及びWEB版ハザードマップの作成実績を計3件以上有していること。なお、実績確認のため、紙媒体は現物、WEB版は閲覧可能なリンク先を提出すること。
- (5) 突発的な協議や校正業務に迅速に対応できる体制を整え、Web会議等を活用して円滑に業務を遂行できること。

第6条 疑義

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者間の協議のうえ、本業務を遂行するものとする。

第7条 実施計画

本業務を実施するにあたり、受注者は、契約締結後速やかに次の書類を発注者に提出する。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 業務工程表
- (3) 業務着手届
- (4) 管理技術者届
- (5) 第5条 資格要件に関する証明書等の写し
- (6) その他発注者が指示する書類

第8条 管理技術者及び照査

管理技術者は、計画の立案及び管理統括を行うものとし、当該業務に精通した実務経験豊かな者を配置すること。また、本成果品が適正な精度で整備されているかについて、工程ごとに照査を行うものとする。

第9条 貸与資料

発注者は、業務に必要な次の関係資料を所定の手続きにより貸与する。受注者は、貸与資料について責任をもって保管し、汚損等を生じさせないように十分注意するとともに、返却が必要な場合は、本業務完了後速やかに発注者に返却するものとする。なお、その他必要な資料がある場合は、発注者と受注者が別途協議するものとする。

No	貸与資料	形状
1	避難所情報（施設名称・住所・災害種別）	Excel 形式
2	津波浸水想定データ	shape 形式
3	土砂災害警戒区域データ	shape 形式
4	土砂災害特別警戒区域データ	shape 形式
5	前回作成の三原市津波ハザードマップ	紙

第 10 条 打合せ

受注者は、本業務実施に先立ち業務内容について、発注者と打合せ協議を行うほか、履行期間中においても進捗状況を随時報告するとともに、打合せ記録を作成し、発注者の承認を得なくてはならない。また、発注者が作業の進捗状況、作業手法等に関することで必要と認めた場合においても、適宜実施することとする。

第 11 条 秘密保持

受注者は、本業務上知り得た事項について、その一切を履行期間に関係なく他に漏らしてはならない。

第 12 条 成果品の帰属

本業務で履行した成果品はすべて発注者に帰属するものとする。受注者は、成果品又は収集した資料を発注者の承諾なく他に公表し、貸与又は使用させてはならない。ただし、受注者及び第三者が従来から権利を有している固有の知識、著作権、技術に関する権利等は、受注者及び第三者に留保させるものとする。

第 13 条 受注者負担等

本業務の実施にあたって、地図の購入及び地図複製利用許諾が必要な場合は、受注者において必要な手続を行う。この場合において費用が発生するときは受注者の負担とする。

第 14 条 検査

全工程終了後は、成果品について、発注者担当検査官の検査を受け、この検査の合格をもって完了とし、成果品の引渡を行う。検査の結果、成果品が合格しなかった場合は受注者の負担において速やかに必要な修正を行い、発注者の再検査を受けなければならない。

第 15 条 成果品の瑕疵

納品後、成果品に瑕疵が発見された場合は、受注者は発注者の指示に従い、必要な処理を受注者の負担において行うこととする。ただし、利用する地図の経年変化による現状との不一致は瑕疵ではないものとする。

第16条 損害の賠償

業務の実施につき生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じた場合は、この限りでない。

第2章 業務の内容

第17条 業務概要

本業務の概要は、以下のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 資料及び情報の収集・整理
- (3) 記載すべき情報の検討
- (4) ハザードマップの作成
- (5) ハザードマップの印刷
- (6) ハザードマップの配布
- (7) 事業報告書の作成

第18条 計画準備

受注者は、本業務の着手に先立ち、全体的な業務計画の立案及び必要な資料・機器の準備等を行うものとする。その際、一連の業務が円滑に実施されるよう、業務手順、人員配置計画等について十分考慮する。

第19条 資料及び情報の収集・整理

受注者はハザードマップのデータ整備にあたり、災害に対する地域の現況把握のために必要と考えられる資料を収集及び整理し、作成するデータに反映する。

第20条 記載すべき情報の検討

水害ハザードマップ作成の手引き（令和8年5月 国土交通省水管理・国土保全局）に準拠し、ハザードマップに記載すべき情報を整理する。

第21条 ハザードマップの作成

既存のハザードマップの構成を参考に、発注者との協議の上で新たに作成すること。専門的知識を有しない住民においても内容を容易に理解し、防災意識の向上および迅速な避難行動に資するよう、ユニバーサルデザイン等の手法を用いて工夫すること。

- (1) 地図面

- ア 背景地図は、住民等が避難計画等を検討できるよう、ハザードマップとして適切な最新の地図データを基に作成すること。建物形状・道路・道幅、河川・水部、等高線・その他の地形形状等、避難計画の検討に必要な情報が確認できるものとする。なお、利用にあたっては関係法令等に基づく必要な手続きを行い、各データの利用規約を遵守すること。
- イ 地図精度は中心部を概ね 1/10,000 程度、島しょ部を概ね 1/20,000 を基本とし、必要に応じて調整可能とする。また、発注者より指示があった場合は、当該箇所の地図修正を行うこと。
- ウ 浸水想定区域、避難所、公共機関等の防災情報は、発注者からの貸与資料に基づき記載すること。
- エ その他情報及び目標物等は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

(2) 情報・学習面

住民等が避難について検討できるよう、地域における水害特性や水害発生メカニズム、水害時に得られる情報や避難情報等の解説を掲載する等、発注者と受注者が協議の上内容を決定し、受注者にて作成し、発注者が確認する。

第 22 条 ハザードマップの印刷

(1) 作成概要

掲載する表現色、形状、線号、フォントは協議のうえ決定する。

(2) 作成仕様

- ア 形態 A1 サイズ八つ折り（仕上がり A4 サイズ）、両面印刷
- イ 紙質 コート 90kg
- ウ 色数 4C/4C（両面フルカラー）
- エ 部数 25,000 部
- オ 校正 デザイン校正 2 回以上、簡易色校正 1 回

第 23 条 ハザードマップの配布

- (1) 発注者が指定するエリア内の郵便受けへ配布すること。委託する場合は、配達実績等を確認し、配達漏れがないように努めること。また、配布に必要な封筒等の作成・封入・封緘等の準備についても本業務に含めるものとする。
- (2) 配布する封筒等にはハザードマップと案内文（A4 サイズ 1 枚）を同封すること。
- (3) 原則として、各世帯（各事業所）の郵便受けにつき 1 部を投函すること。（21,000 か所程度を想定）
- (4) 郵便受けの形状により困難な場合を除き、破損・汚損がないよう留意すること。
- (5) 配布完了後に残部が生じた場合は、受け渡し方法等を調整の上、全てを発注者に返却すること。

第 24 条 再委託の承認

- (1) 業務遂行にあたり、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部を第三者に再委託するときは、再委託先の名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性等についてあらかじめ三原市に届出を行い、承認を得ることにより再委託できるものとする。
- (2) 受注者は、一部の業務について再委託を行う場合、再委託先の選任・監督及び再委託先の行った業務の一切について、責任を負うものとする。

第3章 成果品

第25条 成果品

- (1) 本業務での納品は次のとおりとする。
 - ア 津波浸水ハザードマップ（配布用）・・・25,000部
 - イ 津波浸水ハザードマップ（原寸サンプル）・・・1部
 - ウ 津波浸水ハザードマップ市HP公開用データ（PDF形式）・・・1式
 - エ 業務報告書
- (2) 成果品（1）ウは、発注者が市公式HPにおいて公開することを前提とし、これに必要な権利処理及び費用は、受注者の負担において行うこと。
- (3) 前項に定めるものの他、成果品の複製については、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。なお、印刷用データは増刷に対応できるように受注者において適切に保管すること。ただし、発注者が新たな津波浸水ハザードマップを作成した場合はこの限りでない。